

週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報
 〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
 TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
 URL : http://www.szk-accounting.jp

発行日2019年 9月30日(月)

—— 今週のことば ——

天皇陛下の「即位の礼」
 天皇陛下の御即位を披露するための国の儀式として10月22日～31日に行われる。御即位を公に宣明され、パレードが行われる22日は今年に限り国民の祝日となる。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/30(月)	仏滅	7月決算法人の確定申告ほか月末時の税務・労務
10/1(火)	大安	労働衛生週間、法の日、バレーボール男子W杯
	2(水)	赤口
	3(木)	先勝 ゴルフ日本女子オープン
	4(金)	友引 体操世界選手権(ドイツ)
	5(土)	先負
	6(日)	仏滅

—— 先週の株と為替 ——

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/16(月)	秋分の日	
17(火)	22,099 ▲20	107.59 ▲0.33
18(水)	22,020 ▼79	107.28 ▲0.31
19(木)	22,048 ▲28	107.68 ▼0.40
20(金)	21,879 ▼169	107.84 ▼0.16

10月から始まる主な制度(消費税関連以外)

来月から消費税率引上げに関連する制度以外にも、以下のような制度等が実施されます。

◎**地域別最低賃金の改定**……都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定され、すべての地域で26円以上(26～29円)の引上げとなります。改定額の発効日は各都道府県で異なりますが、10月1日～6日までに順次発効されます。

◎**地方税共通納税システムの運用開始**……パソコンから全ての地方公共団体に地方税の電子納税ができるシステムが開始され、複数の地方公共団体への一括納付や、地方公共団体が指定する金融機関以外からの納付などが可能になります。手数料は無料です。

◎**電子帳簿等保存制度の改正**……スキャナ保存の承認を受けている保存義務者は、承認を受ける前に作成等した重要書類(領収書など)について、適用届出書を提出した場合には一定要件を満たすことで、スキャナ保存が可能となります。また、新たに業務を開始した個人事業主に対する承認申請書の提出期限の特例(業務開始から2ヵ月以内)が創設されます。

◎**電気通信事業法の改正**……携帯電話料金に関する新たなルールとして、端末と通信料金のセット割引の禁止や、2年定期契約の解約金を1千円以下にするなどの規制が行われます。10月以降の契約から適用され、既存の契約は従来どおりです。

◎**水道法の改正**……水道の基盤強化を図るため、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権(施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式)を民間事業者に設定できる仕組みの導入などを行います。

■この記事の詳細は、情報BOX201537

H30年分の平均給与は441万で6年連続増

国税庁が公表した民間給与実態統計調査によると、1年間勤務した給与所得者5026万人(平均年齢46.4歳、平均勤続年数12.2年)の平均給与は、前年比2.0%増の441万円(男性545万円、女性293万円)となり、6年連続で増加しました。給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下が最も多く867万人(構成比17.2%)、次いで200万円超300万円以下が762万人(同15.2%)であり、400万円以下の給与所得者は合計2733万人と全体の55.2%を占めています。なお、1千万円超の給与所得者数は249万人で5.0%にすぎませんが、源泉徴収された所得税額は全体の54.6%(5兆7582億円)を占めます。

★★★ 10月のチェックポイント ★★★

- ※消費増税後の販売計画や資金需要(販売促進費や賞与など)を精査し、売掛金回収の促進・与信管理の強化を行い、資金繰りを確認します。
- ※社会保険料の「算定基礎届」に基づく標準報酬月額額は、原則10月支給給与から天引きします。
- ※消費増税後の郵便料金は、10月1日(火)最初の取り集めまでにポストに投函された郵便物などは旧料金になります。
- ※年末の繁忙期に向けて、パート・アルバイトの手配は早めにしておきます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和元年10月から実施される主な制度等（消費税率引上げに伴う制度等以外）

◆地域別最低賃金の改定

・令和元年度における地域別最低賃金の改定額は、全国加重平均額で27円の引上げとなる901円となる。

・すべての都道府県で26円～29円の引上げとなり、東京都と神奈川県は全国で初めて1,000円を超える（東京都1,013円、神奈川県1,011円）。

・令和元年10月1日以降、各都道府県で順次発効され、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される。

◆地方税共通納税システムの運用開始

・地方税共通納税システムとは、eLTAXを利用して、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて全ての地方公共団体へ電子納税できるシステム。

・*複数団体への一括納付が可能、*ダイレクト納付が可能、*地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付が可能、*電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことが可能、といったメリットがあり、手数料の負担はない。

・取扱いできる税金は、*法人都道府県民税、*法人事業税、*地方法人特別税、*法人市町村民税、*事業所税、*個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。

◆電子帳簿等保存制度の改正

・令和元年度税制改正では電子帳簿等保存制度について、スキャナ保存の対象書類の範囲拡大や、新たに業務を開始した個人事業主の承認申請書の提出期限の特例が創設された。

・スキャナ保存の承認を受けている保存義務者は、過去分重要書類について、適用届出書を提出した場合には、一定の要件を満たすことで、スキャナ保存をすることが可能となる（令和元年9月30日以後に提出する適用届出書に係る過去分重要書類から適用）。

・電子帳簿保存及びスキャナ保存の承認を受けようとする保存義務者は原則、帳簿の備付開始日等の3月前までに承認申請書の提出が必要だが、新たに設立した法人に対する承認申請書の提出期限の特例（設立の日以後3月以内）と同様に、新たに業務を開始した個人事業主についても、その業務を開始した日から2月を経過する日まで、承認申請書の提出が可能になる（令和元年9月30日以後に行う承認申請から適用）。

◆電気通信事業法の改正

・モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、①通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備、②販売代理店に届出制度を導入、③事業者・販売代理店の勧誘の適正化を講じる。

・通信料金と端末代金の完全分離に関する措置では、端末の販売等に際して行われる通信料金の割引を一律禁止するとともに、通信契約の締結等に際して行われる端末代金の値引き等の一定の利益の提供を禁止する。

・行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置では、契約期間の上限を2年（違約金の定めがない場合を除く）、違約金の上限を1,000円、期間拘束の有無による料金差の上限を月170円などとする。

◆水道法の改正

・人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、以下のような所要の措置を講じる。

・都道府県に対して市町村を超えた広域的な見地から水道事業者等の調整を行う責務を規定し、広域連携の推進役として位置付けるなどにより、広域連携を推進する。

・地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式を導入し、多様な官民連携を推進する。

◆フラット35の制度変更

・住宅金融支援機構のフラット35について、借入対象となる住宅の建設費又は購入価額の上限1億円の制限を廃止、買取型の融資率9割超の金利を引下げるなどの制度変更を行う。